

平成28年3月28日

事業主様

兵庫県建築健康保険組合

傷病手当金及び出産手当金の算定方法の見直しについて

平成28年4月以降、負担の公平化、持続可能な医療保険制度の構築をめざして、医療保険制度の改正が行われ、傷病手当金及び出産手当金の算定方法が次のとおり見直されますので、お知らせします。

■見直し時期：平成28年4月1日以降支給分から

■変更内容

【変更前】

休業日の標準報酬月額で算定する。

1日当たりの給付金：標準報酬月額の30分の1に相当する額（10円未満四捨五入）の3分の2に相当する額（1円未満四捨五入）

【変更後】

支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額を平均した額で算定する。

なお、被保険者期間が12月に満たない場合は、被保険者期間の標準報酬月額を平均した額と支給開始年度の前年度の9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額を報酬月額とみなしたときの標準報酬月額（※）と比較して低い金額で算定する。

※平成27年9月における標準報酬月額：360,000円



傷病手当金の額は、一日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額を平均した額の三十分の一に相当する額の三分の二に相当する金額となる。

直近の継続した十二月間の標準報酬月額は、現に属する保険者等により定められたものに限られ、十二月に満たない場合は以下のいずれか少ない額の三分の二に相当する金額となる。

ア 支給開始月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額

イ 支給開始年度の前年度の9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額を報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の30分の1に相当する額

傷病手当金及び出産手当金の算定方法の見直しについて

問1 改正後の傷病手当金の額の算定方法については、「支給を始める日」の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等（健康保険組合等）により定められたものに限る。）を平均することとされているが、一旦傷病手当金の額を決定すれば、その後標準報酬月額の変動があったとしても、傷病手当金の額は変更しないということか。

(回答)

ご見解のとおりである。今回の改正により、傷病手当金の額はその支給を始める日において固定されることとなる。

ただし、平均の算定に用いた標準報酬月額を遡及して修正する必要がある場合は、傷病手当金の額についても修正が必要である。

問2 「支給を始める日」とは、実際に傷病手当金の支給を始める日を指すのか。

(回答)

ご見解のとおりである。したがって、報酬等との調整により傷病手当金の支給が停止されている場合は、報酬等の支給が停止された日又は報酬の減額支給によりその支給額が傷病手当金の額より少なくなった日が、「支給を始める日」となる。

問3 3日の待期期間が経過した日において報酬等が支給されている場合は、傷病手当金との併給調整をすべきか判断するため、標準報酬月額の平均を算定する必要があるが、算定の結果傷病手当金を支給しないこととなった場合は、実際に支給される日において再度平均を算定する必要があるのか。

(回答)

ご見解のとおりである。待期期間の経過した日を、「傷病手当金の支給を始める日と仮定した日」として、標準報酬月額の平均を算定する必要があるが、併給調整の結果、傷病手当金が支給されない場合は、当該日は「支給を始める日」には該当せず、実際に支給される日をもって「支給を始める日」が確定することとなる。また、併給調整の結果、傷病手当金が支給されない期間については「支給を始める日」が確定していないことから、毎月、直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額の平均を算定することとなる。

問4 1つの傷病について傷病手当金の支給を受けている期間中に、別の傷病についても傷病手当金の支給要件を満たしている場合は、どのように額を算定すればよいのか。

(回答)

後の傷病に係る待期期間の経過した日を「後の傷病に係る傷病手当金の支給を始める日」として額を算定し、前の傷病に係る傷病手当金の額と比較し、いずれが多い額を支給する。この場合、後の傷病に係る傷病手当金の「支給を始める日」が確定する

ため、前の傷病に係る傷病手当金の支給が終了又は停止した日において、後の傷病に係る傷病手当金について再度額を算定する必要はない。

問5 被保険者であった者が資格喪失後の継続給付を受ける場合において、被保険者期間中は報酬との調整により傷病手当金の支給が停止されていたときは、当該被保険者の資格を喪失した日から傷病手当金の支給を始めることとなる。この場合において、当該被保険者が任意継続被保険者となるときは、傷病手当金の支給を始める日の属する月において任意継続被保険者としての標準報酬月額が存在するが、当該標準報酬月額も平均の算定対象に含めるのか。

(回答)

被保険者（任意継続被保険者を除く。）の資格喪失日以後に傷病手当金の支給を始める場合は、任意継続被保険者となった日以後の標準報酬月額は平均の算定対象に含めず、「傷病手当金の支給を始める日」を「被保険者の資格を喪失した日の前日」と読み替えて、被保険者資格を喪失した日の前日において当該被保険者が属していた保険者等（健康保険組合等）により定められた標準報酬月額を、平均の算定に当たって用いることとする（すなわち、強制被保険者期間中の標準報酬月額を用いることとなる。）。

問6 経過措置として、平成28年3月31日までの分として支給される傷病手当金の額は、なお従前の例によるものとされていることから、例えば、平成28年4月15日に「平成28年3月15日～平成28年4月14日」の分としての請求があった場合は、平成28年4月1日を境に算定方法が変わるということでよいか。

(回答)

ご見解のとおりである。傷病手当金は日単位で支給するものであるため、問6の事例でいえば、3月15日～3月31日の分は改正前の算定方法により額を決定し、4月1日～4月14日の分は、改正後の算定方法により額を決定することになる。

なお、4月1日以降の支給分の算定に当たっての「支給を始める日」は、現に属する保険者（健康保険組合等）が実際に当該傷病手当金の支給を始めた日であるため、事例において平成28年3月15日から傷病手当金の支給を始めたのであれば、同日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額を平均した額を基礎として、平成28年4月1日以降の傷病手当金の額を算定する。

問7 出産手当金の支給については、傷病手当金の算定方法を準用するということがよいか。

(回答)

ご見解のとおりである。

問8 傷病手当金の支給期間中に出産手当金の支給事由が発生した場合は、それぞれの「支給を始める日」を基準に支給額を算定するため、傷病手当金の額と出産手当金の額が異なることがあり得るのか。

(回答)

ご見解のとおりである。このため、出産手当金の額の方が多ければ、その期間傷病手当金は支給しないこととしている。ただし、出産手当金の額の方が少ない場合は、傷病手当金との差額を支給することとしている。